

議第46号

檀原市個人情報保護条例の一部改正について

檀原市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

檀原市個人情報保護条例（平成11年檀原市条例第17号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（提供の制限） 第10条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる。ただし、当該個人情報を利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 （1）～（4） （略） （5） 他の実施機関又は第2条第7号ただし書に規定する団体（以下「国等」という。）に保有個人情報を提供する場合において、当該保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。この場合において、実施機関は、必要があると認めるときは審議会の意見を聴くことができる。 （6） （略）	（提供の制限） 第10条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる。ただし、当該個人情報を利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 （1）～（4） （略） （5） 他の実施機関又は第2条第9号ただし書に規定する団体（以下「国等」という。）に保有個人情報を提供する場合において、当該保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。この場合において、実施機関は、必要があると認めるときは審議会の意見を聴くことができる。 （6） （略）

改 正 前	改 正 後
3～5 （略） （保有個人情報の提供先への通知） 第29条 実施機関は、訂正等決定に基づく当該保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 （罰則） 第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第13条第1項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第14条第1項の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された<u>第2条第9号ア</u>に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	3～5 （略） （保有個人情報の提供先への通知） 第29条 実施機関は、訂正等決定に基づく当該保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 （罰則） 第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第13条第1項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第14条第1項の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された<u>第2条第11号ア</u>に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の樫原市個人情報保護条例第29条の規定は、令和3年9月1日以後の通知に適用する。

理由 デジタル庁設置法の制定により、内閣にデジタル庁が設置されるため、所要の改正を行うもの

議第 4 7 号

檀原市手数料徴収条例の一部改正について

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

檀原市手数料徴収条例（平成 1 2 年檀原市条例第 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前			改 正 後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	事務	手数料の額	名称	事務	手数料の額
（略）			（略）		
8 の 2 除票の写し又は 除票記載事項証明書の交 付手数料	住民基本台帳法第 1 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による除票の写し 又は除票記載事項証明書の交付	1 件につき 3 0 0 円	8 の 2 除票の写し又は 除票記載事項証明書の交 付手数料	住民基本台帳法第 1 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による除票の写し 又は除票記載事項証明書の交付	1 件につき 3 0 0 円
8 の 3 <u>個人番号カード</u> <u>の再交付手数料</u>	<u>行政手続における特定の個人を識別する</u> <u>ための番号の利用等に関する法律第 2 条</u> <u>第 7 項に規定する個人番号カードの再交</u> <u>付</u>	<u>1 件につき 8</u> <u>0 0 円</u>	8 の 3 <u>削除</u>		

改 正 前			改 正 後		
8の4 戸籍の附票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円	8の4 戸籍の附票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円
(略)			(略)		
(略)			(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの再交付に係る手数料は地方公共団体情報システム機構が定めるため、所要の改正を行うもの

議第48号

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檀原市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	（略）			市長	（略）		
	檀原市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議に関する事務	12人以内		檀原市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議に関する事務	12人以内
					<u>檀原市都市公園事業における公募設置等予定者選定委員会</u>	<u>檀原市都市公園事業の実施に際して、公募設置等予定者の選定についての審査に関する事務</u>	<u>5人以内</u>

改 正 前	改 正 後
(略)	(略)

附 則
(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年檀原市条例第 9 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前				改 正 後			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分		報酬額（円）	費用弁償	区分		報酬額（円）	費用弁償
1	(略)			1	(略)		
	橿原市国民保護協議会の委員	日額 10,000	〃		橿原市国民保護協議会の委員	日額 10,000	〃
					<u>橿原市都市公園事業における公募設置等 予定者選定委員会の委員</u>	<u>日額 10,000</u>	<u>〃</u>
(略)				(略)			

理由 執行機関の附属機関として、樫原市都市公園事業における公募設置等予定者選定委員会を設置するため、所要の改正を行うもの